

# \*\*\*投薬について\*\*\*

日本保育保健協議会「保育園とくすり」によりますと、『家庭における子どもの健康管理は保護者の責任である。保育園に登園する子どもたちは、ほとんど集団生活に支障がない健康状態にあり、通常業務として保育園で薬を取り扱うことはない。』となっています。

この方針に従い、当園でも投薬が最小限となるようご協力していただくようお願いいたします。

- \*内服薬は、園で投薬しなくてもいいように（朝・夕）か（朝・夕・眠前）にしてもらうよう依頼してください。
- \*塗り薬は、家庭でケアしているにもかかわらず通常保育に支障が出る（夜間かゆくて眠れない・昼間のかゆくて機嫌が悪く保育活動に参加できない）くらいの重症の症状の場合に限ります。
- \*アレルギー出現時の頓服薬は、主治医と相談の上保護者と看護師と面談し決定します。
- \*ダイアアップ座薬・エピペン等特殊な薬剤を園でお預かりする場合、別書類が必要です。

## 1. 必要書類

### (a)『投薬指示書』（医師記載）

投薬はお子さんを診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師によって薬局で調剤したものに限り、『投薬指示書』を医師に記入してもらってください。

- \*市販の薬、保護者の個人的な判断で持参した薬、一度も飲ませたことのない薬は対応できません。
- \*風邪ぐすり、頓服薬（投薬に判断を要するもの）、解熱剤、鎮痛剤はお預かりできません。

### (b)『投薬依頼書』（保護者記載）

本来保護者が行うべき投薬を、保護者の代わりに園の看護師または担当保育士に投薬を依頼する書類で、『投薬依頼書』を保護者をご記入ください。

- \*急性期（アトピー性皮膚炎の症状がひどいとき・オムツかぶれのひどいときなど）で投薬が必要な場合、投薬の有効期間を一定期間（およそ1か月～6か月）とします。
- \*その期間以上投薬が必要な場合は、投薬を開始する場合と同じ手続きが必要です。
- \*飲ませ方など配慮がある場合ご記入ください。
- \*薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまったりした場合、保育園では責任を負いかねます。

## 2. 薬の受け渡し方法

\*初日

(a)『投薬指示書』（医師記載）と(b)『投薬依頼書』（保護者記載）と『1回分の薬』を保育士または看護師に手渡ししてください。

※『飲み薬』は、1回分を容器に入れてクラスと名前を下記のように記入してください。



投薬後、お迎え時に投薬カード(看護師作成)と、空容器をお返しします。

投薬カード

月日	何の薬	投薬時間	投薬者印	保護者依頼印
4/6	溶連菌抗生物質	食後	立花	保護者
/7				
/8				
/9				
/10				

依頼印

\*2日目からの投薬期間中は、『投薬カード』（上記）と『1回分の薬』を保育士か看護師に渡してください。

※『塗り薬』はこちらでお預かりいたします。

残量が少なくなればお伝えしますので、新しいものをお持ちください。

3. 医師の診断により、ダイアップ坐薬(けいれん予防)の投薬を必要とする場合  
以下の書類をお渡ししますので、直接看護師へご相談ください。

- (b) 投薬依頼書(保護者)
- (c) 医師の意見書
- (d) 保護者の同意書



4. 医師との連絡

服薬に関して、保育園から直接、医師に連絡をとることがありますのでご了承ください。